

リ第三條ノ商品ヲ送リタル場合ニ理事長ニ於テ適當ト認ムル問屋業者ヲシテ之ヲ賣捌カシメ其仕切金ヲ荷主ニ送附セシム

第五十七條 前條ノ送荷ニ接シタル仲買業者ハ速ニ之ヲ組合ニ届出テ其指導ヲ受クルモノトス

第五十八條 仲買業者ハ組合外ノ者ヨリ商品ノ買入ヲ爲スコトヲ得ス

但舊來取引アル日本橋四日市組合及東京鯉節組合員ノ取扱ニ係ル鹽乾魚ニシテ理事長ノ承認ヲ經タルモノハ此限りニ非ス

第五十九條 同一地方ノ魚類ヲ引受ケ之ヲ販賣スル者ハ適當ナル申合規約ヲ作り理事長ノ認可ヲ受クルコトヲ得

第六十條 前條ノ問屋ハ其員數ニ從ヒ三名以内ノ總代ヲ選ビ之ヲ組合ニ届出ツヘシ

第六十一條 鹽乾魚ニシテ量目取引ヲ爲スモノハ百分ノ二ノ割合ヲ以テ入目引ヲ爲スコトアルヘシ

第六十二條 問屋ハ委託販賣ニ付キ荷主ヨリ手数料トシテ其賣捌代金ニ對スル百分ノ七以上百分ノ十以内ヲ收得ス

第六十三條 委託品ハ當市場ニ到着迄ノ費用及立替金、保管料其他諸費共荷主ノ負擔トシ仕切書ニ明記シ計算ヲ爲スヘシ

第六十四條 荷主ニ於テ組合員ニ委託ヲ爲シタル荷物ヲ他ニ委託替ヲ爲サントスル時ハ前委託ヲ受ケタル問屋ハ委託品ノ時價ニ對ス

ル百分ノ三ノ手数料及之ニ附帶セル一切ノ費用ヲ荷主ヨリ徵集スルモノトス

但シ此場合ハ其手数料ノ支拂ヲ受ケタル後荷物ノ引渡ヲ爲スモノトス

第六十五條 問屋ハ委託品保管ノ責ニ任スト雖モ自然ニ生シタル性質ノ變換減量若クハ不可抗力ニ依リ生シタル損害ニ付テハ其責ニ

任セス

第六十六條 問屋ハ量目ヲ以テ取引ヲ爲ス荷物ニ對シ荷主ニ於テ其荷物ニ量目ヲ表記シ仲買ハ之ヲ以テ取引スルコトヲ承諾シタルモ

ノノ外量目ヲ改檢スルモノトス

第六十七條 取引ハ總テ現金トス若シ不拂者アルトキハ理事長ニ申告スルコトヲ得

第六十八條 理事長前條ノ申告ヲ受ケタルトキハ不拂者ニ對シ警告ヲ爲シ之ニ應セサル場合ハ取引拒絶ノ旨通知スルコトヲ得

前項取引拒絶者ト取引ヲ爲ス組合員ニ對シテハ第九十五條ヲ適用ス

第六十九條 組合員ハ取引上其使用人ノ爲シタル行為ニ付其責ニ任スルモノトス

但シ使用人ノ不正行為ニ付テハ此限りニ非ス

第七十條 組合員ハ理事長ノ許可ナク附屬業ノ團體ニ加入シ其業務ヲ營ム事ヲ得ス

### 第五章 市場取締

第七十一條 開市時間ハ毎早朝ヨリ正午迄トス

但シ時期ニ依リ夕市ヲ開市スルコトヲ得

七十二條 組合員ノ閉市後直ニ假設物ヲ撤去シ二時間以内ニ市場ヲ清潔ニ掃除スヘシ

第七十三條 市場内ニ於テ腐敗シタル魚芥並ニ貝殻、魚腸、空器、塵芥及汚水等ヲ道路若クハ下水ニ遺棄シ又ハ交通ノ妨害ヲナスヘ

カラス

前項ノ魚腸骨類及汚水等ハ警察官廳ノ指示モ受ケ必要ニ應シタル容器ヲ備ヒ閉市前マテニ腸屋ヲシテ之ヲ收拾掃除セシメ毎

日停滯スルコトナク搬出セシムルモノトス

塵芥其他ノ廢物ノ速カニ當置ノ掃除夫ヲシテ毎日閉市後一定ノ場所ニ搬出セシムルモノトス

第七十四條 役員並ニ事務員ノ職務執行ヲ妨害スヘカラス

第七十五條 當組合員ハ毎年一月一日及毎月二十二日休業ス緊急ノ場合ハ總會ノ決議ニヨリ臨時休業スルコトアルヘシ

第七十六條 組合員ハ道路其他指定外ノ場所ニ於テ商取引ヲ爲スコトヲ得ス



第七十七條 組合員ハ理事長ノ許可ヲ得スシテ賣場所變更又ハ移轉若クハ他人ニ使用ヲ許シ又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第七十八條 組合ノ定メタル取締事項ニ違反シ組合員全般ノ迷惑トナル行爲ヲ爲シ他ノ營業ヲ妨害スヘカラス

第七十九條 組合員ハ中傷的行爲ヲ爲シ他ノ營業ヲ妨害スヘカラス

第八十條 其筋ノ指令ニ基キ理事長ヨリ通達シタル事項ハ嚴ニ之ヲ遵守スヘシ

第八十一條 組合員ニシテ除名又ハ脱退シタルトキハ賣場使用ノ權利ヲ喪失スルモノトス

第八十二條 組合員ハ營業ヲ休シ又ハ其他ノ事項ニ依リ賣場所ヲ使用セサルトキハ直ニ理事長ニ届出ツヘシ

第八十三條 組合員ハ交附セラレタル商號記載ノ標札ヲ必ス各自ノ店頭ニ掲クヘシ

第八十四條 當組合ニ於ケル附屬業者ハ左ノ五種トス

- 一、運送業
- 一、附屬商
- 一、車茶屋
- 一、小揚及輕子業

第八十五條 前條附屬業者ハ各業種別ニ依リ組合ヲ組織シ申合規約ヲ作り當組合ノ承認ヲ受クヘシ

理事長前項ノ承諾ヲ與ヘタルトキハ組合一般ニ通告スルモノトス

第八十六條 附屬業者ニシテ組合ノ通達ヲ履行セサルトキハ當組合ハ其承認ヲ取消シ組合員一般ニ通告スルモノトス

第八十七條 附屬業者取締規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 組合經費及會計

第八十八條 組合員ハ問屋ト仲買ノ區別ニ從ヒ毎月一定ノ組合費ヲ負擔スル義務ヲ有ス

第八十九條 組合費ノ負擔額及徴收方法ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第九十條 當組合ノ會計年度ハ其年一月ヨリ十二月迄トス

第九十一條 保證金及其他ノ供託金ハ特別會計トシ總會ノ認ムル銀行ニ預金シ其收支ヲ總會ニ報告スルモノトス

第九十二條 特別會計ハ組合經費トシテ使用スルコトヲ得ス

但シ總會ノ決議ヲ經テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

第九十三條 脱退シ又ハ除名セラレタル組合員ハ組合ノ財産ニ對シ何等ノ權利ヲ有セス

第七章 違約處分及脱退

第九十四條 組合員ハ左ノ事由ニ因リ脱退ス

但シ繼承有無ノ届出ハ一ヶ月以内トス

- 1 死亡
- 2 破産
- 3 禁治産
- 4 除名

第九十五條 組合員ニシテ組合員ノ体面ヲ毀損シ又ハ不法行爲アリタル時及正當ノ事由アル場合ニ限り總會ノ決議ニ依リ組合ヨリ除名ス

第九十六條 組合規約ニ違反シ組合員又ハ理事長ノ命令ヲ背セサル者ハ總會ノ決議ニ依リ金拾圓以上二百圓以内ノ違約金ヲ徴收ス此違約金ヲ差出ササル者ニ對シテハ組合ハ三ヶ月店舗使用停止ヲ命ス

但シ休業中ト雖モ店舗使用料ハ免除セス



第九十七條 前條店舗使用停止期間ヲ經過スルモ猶違約金ヲ納付セサル者ハ總會ノ決議ニヨリ組合ヨリ除名スルコトアルヘシ  
第九十八條 組合員ニシテ組合外ノ者ト共同シテ營業ヲ爲シ若クハ其者ノ爲ニ業務ヲ營ムモノアリタル時ハ第十六條及第九十七條ヲ

適用ス

第九十九條 除名セラレタル組合員ニシテ身元保證金アリ且滯納賦課金若クハ違約金等アル時ハ之ヲ控除シ殘額ヲ返還ス

第一百條 除名セラレタル組合員ハ再ヒ當組合ニ加入スルヲ得ス

第一百一條 組合費二ヶ月以上ノ滯納者ニ對シテハ揭示催告ヲナシ猶肯セサル者ハ規約ニ依リ處分ス

補則

第一百二條 本規約ハ警視廳ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行ス

第一百三條 本規約ヲ變更セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經テ警視廳ノ認可ヲ受クルモノトス

第一百四條 組合ニ顧問ヲ囑託スルコトヲ得顧問ハ組合總會其他ノ會議ニ出席シテ發言スルコトヲ得

第一百五條 組合ノ目的ノ變更組合員ノ加入除名組合ノ解散ハ當組合ノ業務執行ノ範圍ニ入ラサルモノトス

第一百六條 本規約施行以前ノ決議ニシテ本規約ニ抵觸スルモノハ本規約施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フモノトス

第一百七條 本組合ノ存續期間ハ滿五十年トス

第一百八條 本規約施行ト同時ニ役員代議員全部ノ選舉ヲ行フモノトス

第一百九條 前條ニ依ル役員代議員ノ任期ハ昭和四年六月二日ヲ以テ終了ス

第一百十條 組合ハ左ノ印鑑ヲ用ユ

東京北  
魚市場  
組合印

會議ニ關スル細則

第一章 理事會

第一條 理事會ハ理事ヲ以テ組織ス

第二條 理事會ハ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ半數以上ノ理事ヨリ請求アリタルトキ理事長之ヲ招集シ監事ニ通知スルモノトス

第三條 監事ハ理事會ニ臨ミ意見ヲ述フルコトヲ得

但シ表決ノ數ニ加ラス

第四條 理事會ハ半數以上ノ出席アルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第五條 理事會ハ會議毎ニ決議録ヲ作り出席者及決議事項ヲ記載シ出席員之ニ署名スルモノトス

第二章 總會

第一節 正副議長及書記

第六條 正副議長選舉セララルマテハ理事長議長ノ職務ヲ行フ

第七條 總會ニ書記ヲ置キ總會ニ關スル事務ヲ處理セシム



第二節 總會ノ招集

第八條 臨時總會招集ノ請求ヲナスニハ規約第四十八條、第四十九條ニ依リ請求者之ニ署名スヘシ

第九條 組合長ニ於テ臨時總會招集ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ代議員ヨリ總會招集ノ請求アリタル場合ハ五日以内ニ之ヲ招集スルモノトス

第十條 組合長總會ヲ招集スルトキハ其日時場所及議案ヲ通知スヘシ

第三節 總會ノ議事

第十一條 役員及代議員ハ總會ニ於ケル議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルコトヲ得

但シ役員ハ半数以上代議員ハ出席者三分ノ一以上ノ賛成アルニ非レハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 代議員總會ニ出席スルコト能ハサル時ハ其事由ヲ議長ニ届出ルモノトス

第十三條 代議員ノ發言中議長ニ於テ議題外ニ涉ルモノト認メタル時ハ之ヲ制止ス

第十四條 本條削除

第十五條 議長自ら討論ニ與ランスルトキハ議長席ヲ副議長ニ譲リ議員席ニ着クヘシ其議題ノ議決ニ至ル迄議長席ニ復スルコトヲ得ス

第十六條 議長ハ討論ノ終結休會及閉會ヲ宣告シ場合ニ依リ議事ヲ中止シ更ニ繼續ノ期日ヲ指定スルコトヲ得

第十七條 議長採決ノ宣告ニ對シ異議アルトキハ議場ニ諮リ無記名又ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲スヘシ

第十八條 議事中ハ議長ノ許可ナクシテ退席スルコトヲ得ス

第十九條 議事中會議ニ關スル諸規定ニ違反シ又ハ議場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ其言動ニ對シ議長之ニ注意ヲ與ヘ猶從ハサルト

キハ退場ヲ命スル事ヲ得

第二十條 總會ニハ會議録ヲ作成シ議長並ニ理事一名出席代議員二名及書記之ニ署名捺印スルモノトス

第二十一條 會議録ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、開會閉會ノ日時場所

二、會議ノ事項

三、出席役員及議員氏名又ハ商號

四、議長及理事長ノ報告事項

五、決議事項

六、表決可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其數

七、其他必要ト認メタル事項

第二十二條 議長ハ速記法ニ依リ速記録ヲ作成シ會議ノ顛末ヲ議録セシムルコトヲ得

第二十三條 此規定ニ定メナキ事項又ハ疑議ニ對シテハ議長之ヲ決ス異議アルトキハ議場ニ諮リ表決セシム

第四節 委員

第二十四條 總會ニ於テ特別ノ事項ヲ調査審議スル爲メ委員ヲ置クコトヲ得

第二十五條 委員ハ總會ニ於テ選舉シ委員長及副委員長ハ委員中ヨリ委員會ニ於テ互選ス

第二十六條 委員長ハ委員會ノ議長トナリ委員長事故アルトキハ副委員長之ニ代ル委員長副委員長共ニ事故アルトキハ委員中ヨリ假

議長ヲ定ム



第二十七條 委員會ハ委員半數以上ノ出席アルニ非レハ開會スルコトヲ得ス委員ハ代理ヲ許サス

第二十八條 委員會ハ代議員ノ外傍聴ヲ禁ス

但シ委員會ハ其決議ヲ以テ代議員ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得

第二十九條 役員ハ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

但シ表決ノ數ニ加ラス

第三十條 委員會ハ開會毎ニ會議録ヲ作成シ議長及立合書記之ニ署名捺印スルモノトス

第三十一條 委員會ノ會議録ハ左ノ事項ヲ記載セルモノトス

一、開會ノ日時場所

二、出席委員ノ氏名又ハ商號

三、調査審議事項

第三十二條 委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ總會ニ報告スルモノトス

第三十三條 委員會ノ招集及其議事ニ關シテハ第二章第二節ノ規定ヲ準用ス

第三章 傍聴ニ關スル事項

第三十四條 總會ハ組合員ニ限り傍聴ヲ許ス

但シ役員議長及代議員ノ發言ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ禁スルコトアルヘシ

第三十五條 總會ノ議事ヲ傍聴セントスル者ハ當市場組合員ニ限ル

第三十六條 傍聴者ニシテ左記各項ニ該當スル者ハ議長之ヲ退場セシム

一、役員及代議員ノ發言ニ對シ批評シタル者

二、喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スルモノ

第三十七條 傍聴席騷擾スルトキハ議長ハ總テノ傍聴人ヲ退場セシムコトヲ得

第三十八條 傍聴席滿員ノ場合ハ入場ヲ禁止スルコトアルヘシ

第三十九條 傍聴人ハ如何ナル事由アルモ議席ニ立入り又ハ發言スルコトヲ得ス

第四十條 傍聴禁止ヲ決議シタル場合ハ直チニ退場ヲ命ス

選舉ニ關スル細則

第一章 總則

第一條 當組合役員及代議員ノ選舉ハ本規定ニ準據シ之ヲ行フ

第二條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ投票ハ役員ノ單記無記名トシ代議員ハ連記無記名トス

第三條 選舉場ハ組合事務所ヲ以テ之ニ充ツ

第二章 選舉委員長及委員並ニ立會人

第四條 役員及代議員ノ選舉ハ理事長選舉委員長トナリ之ヲ執行ス

第五條 役員總辭職ノ場合ハ規約第三十八條ノ委員中ヨリ互選ヲ以テ定メタル選舉委員長之ヲ執行ス

第六條 選舉委員長ハ選舉場ノ秩序ヲ保持シ選舉ニ關スル一切ノ事務ヲ統轄ス

第七條 選舉委員ハ役員及代議員ヲ以テ之ヲ充ツ

第八條 選舉委員ハ委員長ヲ補佐シ選舉ニ關スル事務ヲ處理ス







第二十三條 選舉場ヲ閉ツヘキ時刻ニ至リタルトキハ委員ハ其由ヲ告ケ選舉場ノ入口ヲ鎖サシ選舉場ニ在ル選舉人ノ投票終了スルヲ待ツテ委員長ハ投票函ヲ閉鎖スヘシ

第二十四條 投票函ヲ閉鎖後委員長及立會人列席ノ上投票函ヲ開キ投票ノ數ト選舉人ノ數トヲ對照計算スヘシ

第二十五條 投票ノ數選舉人ノ數ヲ超過シタルトキハ投票全部ヲ無効トシ再選舉ヲ行フ

第二十六條 投票ノ効力ハ立會人ノ意見ヲ聽キ委員長之ヲ決定ス

第二十七條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一、成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 二、一投票中定員以上ノ被選舉人ヲ記載シタルモノ
- 三、被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ
- 四、被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 五、被選舉人ノ氏名又ハ商號ヲ自書セサルモノ
- 六、選舉人ノ氏名又ハ商號ヲ記載シタルモノ

第二十八條 規約第三十三條第三十四條ニ依リ多數ノ得票者ヲ以テ當選トス

但監事及代議員ハ得票多キ者ヨリ順次當選者ヲ定ム

第二十九條 選舉人ハ選舉録ヲ作り選舉ニ關スル顛末ヲ記載シ選舉委員及立會人各一名ト共ニ之ニ署名スヘシ

第三十條 投票ハ有効無効ヲ區別シ之ニヨリ選舉セラレタル役員又ハ代議員ノ任期中之ヲ保管ス

第三十一條 當選者定マリタルトキハ委員長ハ直ニ當選者ニ其旨ヲ通知シ同時ニ當選者ノ氏名又ハ商號ヲ揭示スヘシ

第三十二條 當選者當選ノ通知ヲ受ケタルトキハ之カ諾否ヲ十日以内ニ委員長ニ通知スヘシ

第四章 補 缺

第三十三條 當選者當選ノ通知ヲ受クルモ之ヲ承諾セサル場合又ハ前條ノ期間内ニ通知ナキトキハ次點者ヲ以テ當選者トス

附屬業者取締規定

第一章 總 則

第一條 附屬業者ハ各所屬組合ノ規約ニ準據シ當組合ヨリ鑑札ノ交付ヲ受クルモノトス

第二條 組合ノ定メタル引締事項ニ違反シ附屬業者並ニ當組合全般ノ迷惑トナル行爲ヲ爲スヘカラス

第三條 附屬業者ハ中傷的行爲ヲ爲シ他ノ營業妨害ヲ爲スヘカラス

第四條 附屬業者ハ組合ノ承認ヲ受ケ會社ヨリ使用ヲ許サレタル店舗營造物ヲ破損滅失セサル様特ニ注意スヘシ

第五條 附屬業者ハ組合ニ於テ設置セシ器具器械ヲ故意ニ遺棄破壊シ若クハ下水内ニ物品ヲ填充シ下水ノ流通ヲ害スヘカラス

第六條 附屬業者ハ當組合理事長ヨリ通達シタル事項ハ嚴ニ之ヲ遵守スヘシ

第七條 附屬業者ハ毎年一月一日及毎月二十二日並ニ當組合ニ於テ臨時休業スル場合ハ休業スルモノトス

第二章 附 屬 商

第八條 附屬商ノ種類ハ當組合理事長之ヲ定ム

第九條 附屬商ハ當組合理事長ノ指定シタル場所以外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 食堂ニ於テ販賣スル品目及代價ハ當組合ノ認可ヲ受クルモノトス代價ヲ變更スルトキ亦同シ商品ノ代價ハ總テ揭示シ又

ハ正札ヲ附スヘシ



第十一條 食堂ニ於テハ惡臭ヲ放ツモノ又ハ腐敗ニ傾キタルモノ其他不潔ナル原料ヲ使用シタル飲食物ヲ販賣スルコトヲ得ス  
 第十二條 食堂並ニ料理場ハ常ニ清潔ニシ食器類ハ熱湯ニテ清洗シタルモノヲ用ヒ努メテ衛生ニ注意スヘシ  
 第十三條 附屬商ハ所屬組合ヨリ商號ヲ記載シタル標札ノ交付ヲ受ケ之ヲ各自ノ店頭ニ掲クヘシ

第三章 車 茶 屋

第十四條 車茶屋ハ當組合理事長ノ指定シタル場所以外ニ於テ營業ヲ爲ス事ヲ得ス  
 第十五條 車茶屋ハ其取扱料金ヲ定メ當組合ノ認可ヲ受クルモノトス  
 第十六條 其受託ノ荷車、自轉車、貨物自動車等ハ指定ノ場所ニ置キ通行ノ妨害ニナラサル様注意スヘシ  
 第十七條 受託ノ魚介類ハ周密ナル注意ヲ以テ保管シ渡シ違ヒ紛失又ハ盜難ニ罹リタル場合ハ責任ヲ以テ解決スヘシ  
 第十八條 魚腹、骨、頭、鱭等ハ一定ノ容器ニ入レ猥リニ道路下水車置場等ニ放置又ハ遺棄スヘカラス  
 第十九條 汚水ハ下水内ニ流シ道路車置場等ニ撒布スヘカラス  
 第二十條 閉市後營業所及車置場等ノ掃除ヲ嚴重ニ爲シ努メテ清潔ニ洗滌スヘシ  
 第二十一條 車茶屋ハ所屬組合ヨリ商號ヲ記載シタル標札ノ交附ヲ受ケ之ヲ各自ノ店頭ニ掲クヘシ

第四章 運 送 業

第二十二條 運送業者ハ取扱料金ヲ定メ當組合ノ認可ヲ受クルモノトス  
 第二十三條 運送業者ハ一定ノ取扱料金ノ外何等ノ名義ニ係ハラズ取扱料類似ノ料金ヲ荷主又ハ問屋ニ請求スルコトヲ得ス  
 第二十四條 魚荷ノ運搬及取扱ヲ迅速且親切ニシ商機ヲ逸シ魚質ヲ損セサル様注意ヲ爲スヘシ  
 第二十五條 當組合仲買業者ニ着荷アリタルトキハ之カ引渡ヲ爲サス直ニ當組合ニ其旨申出テ指揮ヲ受クヘシ

第五章 小 揚 業

第二十六條 小揚業者ハ取扱魚荷ノ賃料ヲ定メ當組合ノ認可ヲ受クヘシ  
 第二十七條 魚荷ヲ運搬スルニハ努メテ迅速ニ且取扱ニ注意シ第二十五條ヲ遵守スヘシ  
 第二十八條 市場内人道車道ノ區別ヲ守リ大荷物ヲ運搬スル場合ハ車道ノ外通行スヘカラス  
 第二十九條 小揚業者ハ受持問屋ノ承諾ヲ得シテ自己ノ業務ヲ他人ニ代ラシメ又ハ讓渡スコトヲ得ス

第六章 輕 子 業

第三十條 輕子業者ハ取扱魚荷ノ賃料ヲ定メ當組合ノ認可ヲ受クヘシ  
 第三十一條 魚荷ノ配達ヲ迅速ニシテ且取扱ニ注意ヲ拂ヒ車茶屋トノ間ニ於ケル荷物ノ授受ヲ明確ニシ若シ紛失不足等アル場合ハ責任ヲ以テ解決スヘシ

第七章 取 締

第三十二條 人道車道ノ區別ヲ守リ負荷ノ場合ハ車道ノ外通行スヘカラス  
 第三十三條 輕子業者ハ受持問屋又ハ仲買ノ承諾ヲ得シテ自己ノ業務ヲ他人ニ代ラシメ又ハ讓渡スコトヲ得ス  
 第三十四條 附屬業者ハ當組合理事長及係員ノ職務執行ヲ妨害スヘカラス  
 第三十五條 附屬業者ニシテ當組合理事長ノ通達ヲ肯セス又ハ本規定ニ違背シタル時ハ注意ヲ爲シ尙應セサル時ハ業務停止又ハ承認ヲ取消スコトアルヘシ  
 第三十六條 當組合ハ附屬業者ニ對シ必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトアルヘシ  
 第三十七條 市場内ニ於テ水販賣ヲ許可セラレタルモノニ付テモ本規定ヲ適用ス



第三十八條 理事長ハ附屬業者取締ノ爲メ當組合役員ヨリ各附屬業組合ニ對シテ二名若クハ三名ノ監督者ヲ選任スルコトアルヘシ

昭和二年 月 日

東京府下南足立郡西新井村大字本木堤外耕地三千百八十三番地  
東京北魚市場組合

(四)東京北魚市場定款

株式 東京北魚市場定款  
會社

第一章 總 則

- 第一條 本社ハ株式會社東京北魚市場ト稱シ本社ヲ東京府南足立郡西新井村ニ置ク
- 第二條 本社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
  - 一、食品市場ノ經營
  - 二、鮮魚其他海產物問屋業並ニ委託販賣
  - 三、土地家屋ノ取得並ニ賃貸借
  - 四、賃取橋ノ經營
  - 五、其他前各項ニ附帶スル一切ノ事業
- 第三條 本社ノ營業所ヲ東京府南足立郡西新井村ニ置ク
- 第四條 本社ノ公告ハ中外商業新報ニ之ヲ掲載ス

第二章 資本株式

- 第五條 資本金ハ金拾七萬圓ノ全額拂込済トシ之ヲ八千五百株ニ分チ一株ノ金額金貳拾圓トス
- 第六條 株式ハ記名式トシ一株券十株券ノ二種トス
- 第七條 株式ノ名義書換ハ所定ノ書式ニ依ル名義書換請求書ニ双方連署ノ上株券ヲ添付シ之ヲ本社ニ差出スヘシ  
相續遺贈等ニ因リ株式ヲ取得シタルモノハ其ノ原因ヲ證スルニ足ル書類ヲ添付シ所定ノ書式ニ依ル名義書換請求書ニ株券ヲ添付シ之ヲ本社ニ差出スヘシ  
名義書換手数料ハ一枚ニ付金貳拾錢ヲ徵ス
- 第八條 株券ノ分合又ハ汚損ノ爲メ新券ノ交付ヲ請求セントスルモノハ所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添付シ之ヲ本社ニ提出スヘシ  
株券亡失ノ爲メ新株ノ交付ヲ請求セントスルモノハ本社ノ承認スル證人二名以上連署ヲ以テ所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ本社ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テ本社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨三日間新聞紙ニ公告シ最終公告ノ日ヨリ三十日ヲ經テ他ヨリ故障ノ申出ナキトキハ新券ヲ交付ス  
新券交付手数料ハ一株ニ付金五拾錢ヲ徵ス
- 第九條 株主ハ住所及印鑑ヲ本社ニ届出ヘシ又其ノ變更アリタルトキハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ添ヘ其旨届出スヘシ  
亡失ニ依リ印章ヲ變更シタル時ハ本社ノ承認スル證人二名以上連署シタル證明書又ハ公務所ノ印鑑證明書ヲ添付シ新ナル印鑑ヲ届出スヘシ  
株主ヨリ本社ニ提出スル文書ニハ總テ印鑑ニ符合スル印章ヲ押捺スル事ヲ要ス
- 第十條 株主前條各項ノ手續ヲ爲サ、ルカ爲ニ生シタル結果ニ付テハ本社其ノ責ニ任セス



第十一條 株式ノ名義書換ハ毎年六月一日ヨリ其ノ定時株主總會終結ノ日迄之ヲ停止ス  
臨時株主總會招集ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ其總會終結ノ日迄亦同シ

第三章 株主總會

第十二條 定時株主總會ハ毎年六月ニ開キ臨時總會ハ必要ニ應シ之ヲ開ク

第十三條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第十四條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スル事ヲ得

但シ代理人ハ本社ノ株主ニ限ルモノトス

第十五條 總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アル時ハ他ノ取締役之ニ代ル

第十六條 總會ニテハ豫メ株主ハ通知シタル事項ノ外他議ニ涉リ決議スル事ヲ得ス

第十七條 總會ノ決議ハ總テ法律ノ規定ニ從フ可否同數ナル時ハ議長之ヲ裁決ス

此場合ニ於テ議長ハ自己ノ議決權ヲ妨ケス

第十八條 總會ニ於ケル議事ノ要項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主二名以上之ニ署名捺印シテ本社ニ保存ス

第四章 役員

第十九條 本社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役十名以内

監査役五名以内

第二十條 役員ハ本社ノ株式百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉シ取締役ハ互選ヲ以テ社長及專務取締役各一名

ヲ選任シ本社ノ事務ノ都合ニ依リ常務取締役一名ヲ選任スル事ヲ得

第二十一條 役員ノ任期ハ取締役三年監査役二年トス

但シ終了期ニ於ケル事業決算ノ定時株主總會終了迄其ノ任期ヲ伸張ス

第二十二條 役員ニ缺員ヲ生シタル場合ハ補缺選舉ヲ行フ補缺選舉ニ依リテ役員ニナリタルモノ、任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

但シ法定ノ員數ヲ缺カサル時ハ次ノ選舉期迄補缺選舉ヲ爲サ、ル事ヲ得

第二十三條 取締役ハ在任中其ノ有スル本社株式五十株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第二十四條 社長ハ本社ヲ代表シ一切ノ業務ヲ統轄シ社長事故アル時ハ專務取締役代理シ專務取締役事故アル時ハ常務取締役之ニ代ル

第二十五條 本社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ相談役及顧問ヲ置ク事アルヘシ

相談役及顧問ハ共ニ重役會ニ出席シ意見ヲ述フル事ヲ得

第二十六條 役員ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第二十七條 本社ノ計算ハ前年六月ヨリ五月迄ヲ一營業年度トシ株主配當金ハ其計算期末日現在ノ株主ニ支拂フモノトス

七、荷主及買入

當市場に於て取扱はるゝ商品の約二割は築地魚市場より購入するものにして、直接入荷あるものは北海道、三陸、茨城、千葉、東海道の諸方面よりの入荷なり。以上の内就中千葉縣銚子より入荷するもの特に大多數を占め、房州の入荷之に次ぐ、東海道方面は静岡を主なるものとし、伊豆、三崎方面



の入荷は頗る稀なり。

入荷總量は月平均約六百噸内外にして其の賣上高は月平均約三十六万四千圓に達す。入荷機關は鐵道、自動車、發動機船等によりて當市場に搬入せらるゝものなるが、自動車によるもの最も多く最近自動貨の低廉となるに伴ひ愈々増加の傾向にあり。賃料は一噸半車三圓より四圓なり。鐵道便は隅田、北千住最も多く兩國、汐留之に次ぐ。

築地市場經由のもの、隅田驛、汐留驛經由のものは總て自動車により汐留驛經由のものは小田原、沼津、焼津、清水方面よりの入荷にして兩國驛經由のものは發動機船により、小笠原の貨物は築地魚市場にて積替へ、台灣の入荷は横濱にて積替へ共に發動機船にて搬入せらる。これがため發動機船は二艘日に店川を往復す。鰯季節に於ける船橋、浦安方面の入荷は小舟を以て運搬し來る。概觀するに直接入荷が多數を占む。

取扱品目は鮮魚、鹽干魚にして川魚は鱒、鰻のみを取扱ふ。

買出人は東京東北部近郊、東京市に於ては本所、淺草、下谷の一部、南千住遠くは千葉、茨城、埼玉の諸縣より來る。即ち我孫子、店川沖、松戸、王子、川口、赤羽等より來るものあり。一日の買出人平均二千人内外にして當市場に出入する自動車中一〇台位は買出人の便乗し來るものなり。近く對岸尾久、三河島町との連絡架橋も愈々東京府に於て工事に着手すべく、之が竣功後に於ては日

暮里田端方面の小賣商及び本郷區北部の買出人を吸收するに至り、他方大根架橋を見、尙近き將來に筑波高速鐵道の完成の曉は遠く水戸方面の小賣業者の來場を見るに至るべく、本市場の發展亦想ふべし。

買荷の運搬は主としてリヤカーに依り手挽車、自動車之に次ぐ。

#### 八、營業時間及休日

營業時間は組合格約に依り早朝より正午迄と定められ現在にては午前五時より十時迄。休日は毎月二十二日を公休日とし、其の外一月一日に休業す。

#### 九、取引方法

産地荷主の出荷は總て委託販賣にして、問屋は即日計算をなすを原則とし營業方針に於ては築地魚市場と異なる處なし。

問屋の手數料は其の賣上代金に對する百分の七にて市場に到着迄の諸費は荷主の負擔とす。荷主に於て組合員に委託したる荷物を他に委託替へをなす場合は委託品の時價に對する百分の三の手數料其の他の之に附帶せる一切の費用を荷主より徴收す。

市場内の取引は總て現金取引を原則とすれども現在問屋と仲買との取引は掛賣なり。仲買對小賣商の取引は現金取引を原則となせども四分は掛賣なり。掛賣の勘定は月末計算又は月二回の計算にして翌



月十五日頃迄には殆んど回収され掛倒れは約二三分に過ぎず。

### 一〇、市場内掃除

店舗内は各問屋に於て掃除し、塵芥は會社に於て搬出し之を焼却して肥料とす。魚腸骨取扱所は別に建物を設けて之を處理す。

場内は一週一回大掃除をなし、會社より消毒薬クレシンを支給し、組合に於て之を行ふ。場内の衛生は設備万端整ひ其の清潔なること他にその類を見ず。

## 第三項 日本橋四日市組魚市場

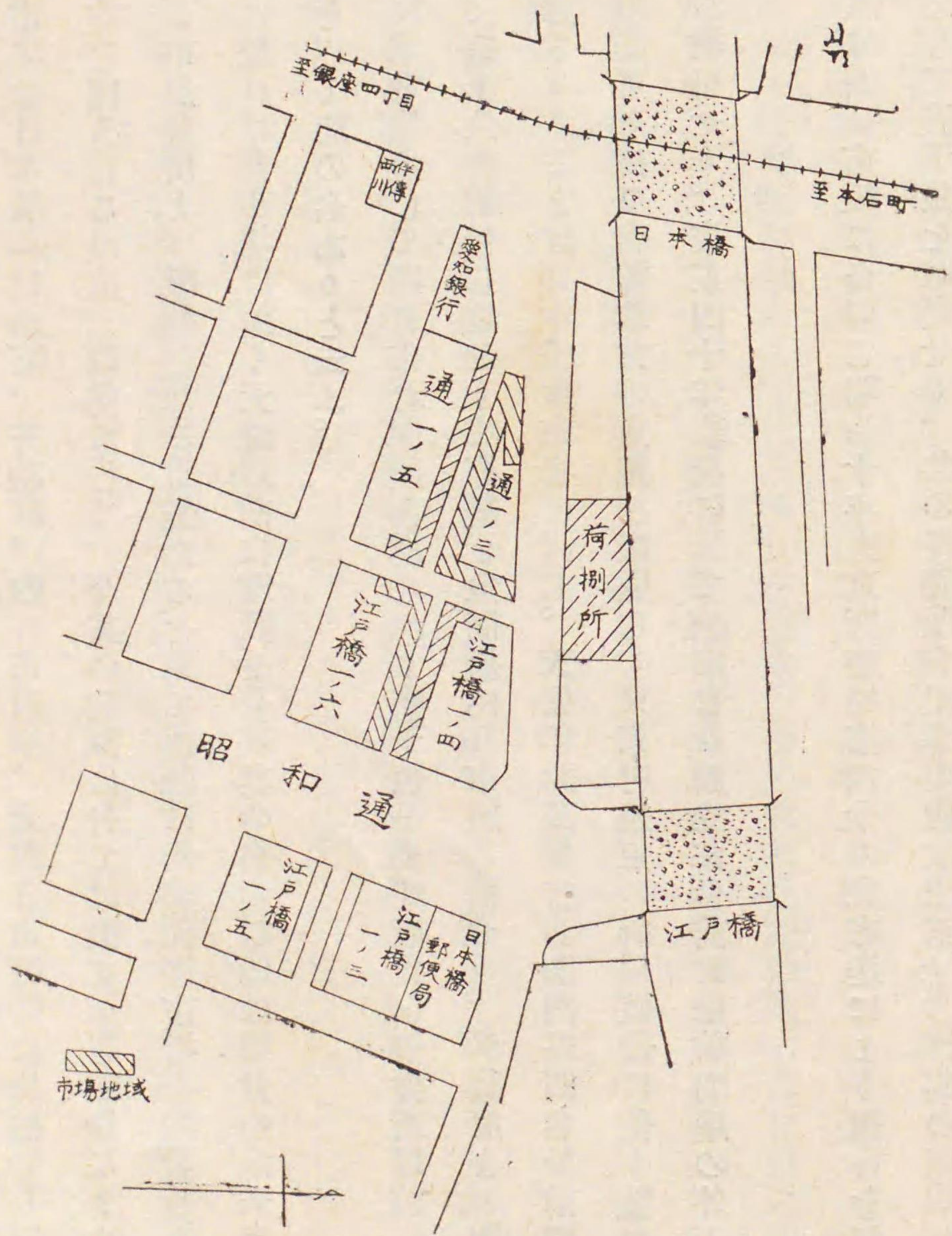
### 一、概況

名稱 日本橋四日市組魚市場

位置 日本橋區江戸橋一丁目三番地乃至六番地及び通一丁目一番地三番地に跨り、西は日本橋畔に近く東は昭和通を控へ交通頗る便なり。

規模 敷地約千七百坪、建物は概ね木造平家建又は三階建にして建坪約千三百坪あり。内店舗坪數約千坪何れも住宅と店舗とを兼ね。尙此の外四日市河岸に隣接して荷造場三百坪と荷揚場あり。

日本橋四日市組魚市場地域圖





## 二、沿革

四日市鹽干魚市場は日本橋本材木町、青物町、四日市河岸、元四日市町等に居住せし同業者相集り四日市廣小路に市を開きたるは遠き以前にして、今其の起源に付ては徴すべき記録なきも、貞享元年淺草觀世音に四日市魚會所より獻納したる灯燈あるを見ては既に此時代に市場の開設せられしを知るべし。傳ふる所に據れば當市場は遠く元祿以前に開設せられ其の名の起源は鎌倉の漁夫來りて四日市毎に開市したるを以て此の名ありと云ふ。

寛延、寶曆の頃同業者協議して四日市肴問屋と稱し汎く鹽干魚を委託販賣し、維新以前には日本橋魚市場と共に幕府に鹽干魚を納付し地廻り鯉節鹽干魚問屋四日市組と稱せり。又幕府より問屋株數を定め漫りに開業を許さざることは日本橋魚市場に同じ。天保年間萬屋吉右衛門外四名松前問屋又は松前最寄と稱し幕府の許可を得て函館地方の魚類を販賣し、又幕府規定の御用値段に依り鹽引鮭、新鱒、數の子、長昆布を納付せり。安正四十年幕府に於て函館會所創立に付前記松前問屋の外十三名を加へ十八名とせり。

維新後松前問屋は四日市組に合同し明治十年東京府達甲第六十六號布達により組合を組織し四日市魚市場と稱し主として鹽干魚を販賣せり。其の後幾度か組合規約は改正せられ其の間四日市組魚市場と稱せられ以て今日に及べり。市場區域も以前は今日より遙かに廣大にして現在の愛知銀行（元村井

銀行）日本橋郵便局邊も市場内に含まれ、河岸の倉庫は土手倉と稱し土手の如く長く造りて防火壁を爲したるが市場の衰微と共に取拂はれ現在に於ける面積は舊の約三分の一に縮少せり。

日本橋魚市場の發展に伴ひ當市場は愈々衰微の域を辿り單に日本橋魚市場に附屬するもの、如く見做され、今日に於ても往々誤解せらる。其の後日本橋魚市場の移轉問題の起る毎に當市場も之に賛成したるも日本橋市場の移轉は實現を見ず、關東震災後日本橋魚市場の築地移轉に際しては之と其の行動を同じうせず引續き四日市河岸に於て營業を繼續しつゝあり。

### 三、組織及經營主体

當市場に於ける問屋、仲買人は現在八十二名にして個人經營とす。而して問屋、仲買人は日本橋四日市組魚市場組合を組織して相互の協和親睦を計り市場の隆盛を企圖しつゝあり。

### 四、市場内經營者

#### (一) 問屋

問屋は直接荷主より荷物の委託を受け、之を仲買人に販賣するものなり。現在問屋專業者四名あり。

#### (二) 問屋兼仲買人

當市場の仲買人は何れも問屋の兼業する處にして、其の數現在七十八名あり。



當市場の間屋又は仲買たらんとするものは信認金二百圓加入金百圓を組合に納付す。

(三) 仲立人

當市場に於ける特別機關にして其の業務は問屋、仲買間の商品取引の媒介（ひらきたら、かつのこ、たつくり、いか等の乾製品に限らる）を行ふものにして、信認金を組合に納入し組合経費を負担せず、店舗も有せずして毎日市場に來り問屋と仲買とを往來し、甲店より賣方を依頼せらるれば見本を携滞して乙、丙の間屋、仲買を持廻り賣買成立を俟つて、其の個數に應じ主として買受人の方より手数料を收受す。而して其の手数は品種、數量、時期、出來値等により一定せざるも先づ買受金の五六分内外に當る。元來仲立人なる機關は今を距る約二十五年前より生じたるものにして以前は問屋、仲買の區別判然たりしも其の後問屋は殆んど全部仲買を兼業するに至り取引關係の複雑となれるのみならず本場に於ける鹽藏品取扱高は函館方面の間屋に壓せられて漸減しつゝあるに反し、乾製品の取扱高は逐年増加するのみなるが爲め自然店員の手不足關係等より仲立人なる特別機關を設くるを可とするに至れりと傳へらる。

仲立人手數料は前述の如く略々一定せるも貨物の出廻り盛なる時期にありては例へば百圓のいかを甲店より乙店に、更に乙店より丙店にと同一品を轉々三、四店に賣込み以外の手数料を收得することありと云ふ。彼等は毎日市場に顔を出せば多少なりとも収入あり何等の資金を要せず而も

収入少なからざるにより希望者少なからざる由なるも現在十名に限定せらる。信認金は現在二百圓なり。

(四) 附屬商

當市場に於ける附屬業者は運送業者、水揚人にして現在に於ては運送業四名（中二名は水揚業兼業）水揚業二名外に蒔繩販賣業一名あり。

尙當市場附近には買出人の便宜を計る爲め海藻、罐詰等を販賣するものありて事實上の附屬商を形成す。

五、市場營業者團體

市場の營業は問屋、仲買の各個人の計算に於てなすものにして唯相互の協和親睦を計り市場の隆盛を企圖すべく日本橋四日市組魚市場組合を組織す。現在組合員の總數八十二名にして役員として組合長、副組合長各一名幹事八名あり。其の氏名次の如し。

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 組合長 | 中島善兵衛 | 副組合長 | 久保田貞吉 |
| 幹事  | 内田章三  | 幹事   | 大川伊三郎 |
| 全   | 渡邊宗吉  | 全    | 天野龜吉  |
| 全   | 磯鶴吉   | 全    | 小林由藏  |



全 大和田 保次郎

全 名倉 懿 治

尙以前に於ては正組合員の外に聯合員なるものありたり。即ち東京鯉節問屋組合員にして鯉節の外  
 鹽干魚の仲買をなすものあり。此等の仲買人も亦本組合員に對すると同率の歩戻を要求せしが組合員  
 以外の仲買に對しては固より歩戻をなす規定にあらざるを以て本組合は一時之を拒否したるも一面本  
 組合員にして鯉節專業者あり、鯉節組合の希望を容れざるに於ては此等本組合員に對しても同様の取  
 扱を爲すべしとの強硬なる交渉を受けたるに依り協議の結果組合聯合員なるものを設け一人より年額  
 十圓を徴收（正組合員よりは年額一人十圓より百五十圓迄毎年本人の營業狀態其の他より推考して決  
 定す）し、正組合同様歩戻を與ふるも役員選舉其の他組合會議等には一切干與するの權能を與へざる  
 こととせり。然れども現在に於ては聯合員なるものなく従つて正組合員のみより組織せらる。

參考の爲め次に組合規約を掲ぐ。

日本橋四日市組魚市場組合規約

第一章 總 則

- 第一條 當組合ノ名稱ヲ日本橋四日市組魚市場組合ト稱ス
- 第二條 當組合事務所ヲ東京市日本橋區元四日市町二番地ニ置ク
- 第三條 當組合ノ目的ハ組合員相互ノ協和親睦ヲ旨トシ取引上ノ信用ヲ重ンジ以テ市場ノ隆盛ヲ企圖ス

- 第四條 當市場ノ區域ハ東京市日本橋區元四日市町青物町、本材木町一丁目四日市河岸ノ一部トス
- 第二章 商品及市場ノ開閉

- 第五條 當市場ノ取扱商品ハ鹽乾魚介類、鯉節、海藻類、其ノ他一般ノ海產物トス
- 第六條 當市場ノ營業時間ハ日出ヨリ日没トシ終市後ハ直チニ清潔ニ掃除スベキモノトス
- 第七條 當市場ノ定休日ハ一月一日並ニ毎月二十二日ト定ム  
但シ一月及十二月ハ之ヲ除ク

- 第八條 當市場ヲ廢サントスルトキハ組合員總會ノ決議ニ依リ之ヲ決シ閉場三十日前ニ所轄官廳ニ届出ヅベキモノトス
- 第三章 組合員ノ入退

- 第九條 當組合ニ加入シテ問屋及仲買ノ業務ヲ營マントスル者ハ規定ノ書式ニ從ヒ當組合正員一名連署シタル書面ヲ當組合ニ差  
出シ頭取ノ承認ヲ受クルヲ要ス
- 第十條 當組合ノ加入承諾ヲ受ケタルモノハ信認金トシテ金貳百圓加入金トシテ金壹百圓ヲ差出スベシ
- 第十一條 當組合ハ前條信認金及加入金ヲ確ト認ムル銀行ヘ預金スルモノトス
- 第十二條 當組合員ニシテ廢業又ハ組合ヨリ脱退セントスルモノハ其ノ旨本組合ニ届出頭取ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
- 第十三條 前條ノ場合ニ於テハ信認金ハ返戻スルモ加入金並ニ兩者ノ利子ハ返戻セザルモノトス
- 第十四條 組合員入退ノ都度頭取ヨリ各組合員ニ之ガ通知ヲ爲スヘキモノトス

第四章 役員及役員會

- 第十五條 當組合ニ左ノ役員ヲ置ク



- 一、頭取 一名
- 二、副頭取 一名
- 三、幹事 六名

第十六條 頭取、副頭取及幹事ハ組合員總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス  
但シ投票ハ無記名トス

第十七條 役員ノ任期ハ滿二ケ年トシ其ノ年四月一日ヨリ翌々年三月三十一日迄トス

但シ滿期再選重任スルコトヲ得役員ハ任期滿了後ト雖モ次期役員就任ニ至ル迄尙ホ其ノ職務ヲ行フヘキモノトス

第十八條 役員ノ選舉ハ滿期ノ年ノ四月之ヲ行フ

但シ補缺選舉ハ必要ノ都度之ヲ行フ

第十九條 役員ハ疾病其ノ他不得已事故アルニ非ラサレバ之ヲ辭スルコトヲ得ス若シ辭任セントスル時ハ其ノ理由ヲ認メ差出スヘシ其ノ諾否ハ役員會ノ決議ニ依ル

第二十條 役員任期中事故アリテ辭任若クハ組合ヲ脫退シタル時ハ補缺選舉ヲナスモノトス

第二十一條 頭取ノ權限ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、當組合ヲ代表シ一切ノ事務ヲ統轄ス
- 二、組合員入退諾否ノ件
- 三、役員會並ニ組合員總會招集ノ件
- 四、組合營業ニ關スル事項ニ付願何照會若クハ應答ノ件

五、收支會計ノ擔任並ニ造營物管理ノ件

六、當組合事務取扱ノ爲メ書記以下雇員任免ノ件

七、本規約ニ明文アラサルモ從來舊慣アル事項處理ノ件

第二十二條 副頭取ハ常ニ頭取ノ事務ヲ補佐シ頭取差支ヘアル時ハ代ツテ其ノ事務ヲ遂行ス

第二十三條 幹事ハ役員會ニ出席シテ議事ニ參與スルモノトス

第二十四條 役員任期中不正行爲アリテ組合ノ利益ヲ侵害若クハ其ノ職務ヲ怠リタル時ハ其ノ任ヲ解除シ直チニ臨時改選ヲ舉行ス

第二十五條 役員ハ總テ無報酬トス

但シ組合員總會ノ決議ニヨリ慰勞ノ爲メ金品ノ贈呈ヲナスコトアルヘシ

第二十六條 當組合ニ役員會ヲ設ク役員會ハ役員全員ヲ以テ組織ス

第二十七條 役員差支ヘヲ生シタル場合ハ其ノ支配人ヲ以テ代理人トナスコトヲ得

但シ其ノ他ノ者ヲ代理人ト爲スコトヲ得ス

第二十八條 役員會ハ臨時必要ノ都度頭取之ヲ招集ス

第二十九條 役員會ノ議事ハ出席役員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニヨル

第三十條 議長ハ頭取之ニ任シ頭取差支ヘアルトキハ副頭取之ニ代リ副頭取差支ヘアルトキハ出席役員之ニ代ル

第三十一條 役員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、本規約ニ於テ役員會ノ決議ニ委ネタル件



二、頭取ノ諮問ニ應スル件

三、豫算外支出ニ關スル件

四、本規約ニ明文ナク又習慣ナキ臨時急施ヲ要スル件

第五章 組合員總會

第三十二條 組合員總會ハ通常總會、臨時總會ノ二種トス

第三十三條 通常總會ハ毎年四月頭取之ヲ召集シ臨時總會ハ役員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員十名以上ノ請求アリタル時頭取之ヲ召集ス

第三十四條 組合員ハ前條臨時總會ヲ請求セントスル時ハ其ノ議事ノ要領ヲ書面ニ認メ頭取ヘ差出スヘシ此ノ場合頭取ハ役員會ヲ開キ審議ノ上必要ト認メタルトキハ之ヲ開會スルモノトス

第三十五條 總會ヲ召集スルニハ會日ヨリ十日以前ニ各組合員ニ對シテ其ノ通知ヲ發スルモノトス  
但シ至急ヲ要スル件ハ此限ニアラス

第三十六條 總會ニ於ケル議長ハ頭取之ニ任ス頭取差支ヘアルトキハ副頭取之ニ代リ副頭取モ差支ヘアルトキハ幹事之ニ代ル  
第三十七條 總會ハ組合員過半數ノ出席アルニ非ラサレハ開會スルコトヲ得ス  
但シ緊急事件ニ付召集シタル場合ハ此ノ定數ニ充タサルモ三分ノ一以上ニ達スルトキハ開會スルコトヲ得

第三十八條 總會ノ議事ハ出席組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨル

第三十九條 第三十七條ニ掲グル人員ニ充タサルトキハ假決定ヲナシ十日以内ニ再開會スヘシ其ノ通知ハ第一會議ノ假決定ヲ明記シ第二會議ニ於テ出席員ノ多數ヲ以テ第一會議ノ假決定ヲ決スルモノトス

第四十條 組合員差支ヘテ生シタル場合ハ他ノ組合員ニ委任シ又ハ支配人ヲ以テ代理トシ議決權ヲ行使スルコトヲ得

第四十一條 總會ニ出席セザリシモノハ如何ナル事情アルトモ後日ニ至リ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四十二條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ其ノ會議ヲ中止シ又ハ閉ルコトアルヘシ

第四十三條 定期總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

一、役員改選ノ件

二、前年度ニ於ケル組合ノ收支決算ノ調査並ニ其ノ承認ノ件

三、役員慰勞金品決定ノ件

四、其ノ他重要事項決定ノ件

第四十四條 臨時總會ニ於テハ召集ノ目的タル事項ニ付決議ヲ爲スヘキモノトス

第四十五條 當組合ノ年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四十六條 毎年四月役員會ノ決議ニヨリ收支豫算ヲ編成ス  
右編成ニ付テハ當組合員ノ營業狀態其ノ他ノ資格ヲ參酌シテ其ノ徵收額及納期ヲ決定ス

第四十七條 前條役員會ノ決定シタル徵收額及納期ハ頭取ヨリ各組合員ニ之ヲ通知ヲナス  
組合員ハ右徵收額並ニ納期ニ對シ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第四十八條 第四十六條ニヨリ徵收シタル金額ハ市場稅其ノ他ノ組合諸經費ヲ支拂ヒ剩餘ヲ生シタルトキハ次年度ニ繰越スモノトス  
但シ役員會ノ決議ニヨリ基金ニ繰入ル、コトヲ得



第四十九條 頭取ハ前年度ニ於ケル收支ノ決算ヲ明カニシ通常總會ニ報告スルコトヲ要ス

第七章 委託貨物ノ取引方法

第五十條 當組員カ委託貨物ノ取引ヲ爲スニ當リテハ左ノ方法ニ從ヒ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一 委託貨物ハ精密ニ調査シ商機ヲ測リ時價ヲ以テ販賣シ誠實ナル仕切方ヲ爲スヘシ

第二 貨主ヨリ指値アルモノニシテ其ノ指値ノ時價ニ出合ハサルトキハ現時價並ニ商況ヲ詳報シ貨主ノ指示ニ任スヘシ

第三 指値委託、普通委託ニ不拘既ニ爲替金ノ支拂又ハ貸金アルモノ相場ノ變化ノ爲メ其ノ金額及該貨物取扱諸費ニ對シ不足ヲ生スルカ若クハ生セント思料スル場合ニ於テハ問屋ヨリ荷主ニ對シテ差金ノ請求二回以上ニ及モ其ノ貨主ニ差金差入ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ問屋ハ時價ヲ以テ販賣シ其ノ過不足ハ貨主ノ負擔トス

但シ腐敗シ易キ貨物ニ對シテハ本規約ニ據ラスシテ臨機ノ處置ヲナスモノトス

第四 新たら鹽乾魚ト雖モ變質セントシ又ハ濡等ノ貨物ニテ保存ノ見込ナク急速處分ヲ貨主ノ便益ト認ムルトキハ問屋ノ專斷ヲ以テ賣捌後事實ヲ報告スヘシ

第五 問屋ハ常ニ委託品ヲ損傷セサル様注意保管シ若シ手入ヲ要スルト思料スルトキハ應分ノ手入ヲ施スヘシ

但シ其ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

第六 取引商品ノ中實目取引ノモノニ對シテハ百分ノ二ヲ入目引ヲ爲スモノトス

第七 問屋委託貨物ニ對シテ仕切代金ノ百分ノ七ヲ手数料及仲買戻トシテ申受クルモノトス

第八 貨物ニ係ル解賃、水揚賃、藏出入賃、保管料及第五項ノ實費ハ勿論荷爲替仕拂又ハ貸金アルトキハ其ノ立替當日ヨリ約定期日迄ノ利息電信料及送金等ハ貨主ノ負擔トス

第九 前各項ノ問屋手數仲買戻シ及其ノ他ノ諸費ハ總テ仕切代金ヨリ引去ルモノトス

第十 貨物仕切代金ハ荷受渡濟ノ上約定期間ニ送金スルモノトス又ハ荷主ノ都合ニヨリ一時間屋借勘定トナルモ之ニ利息ヲ

附セサルモノトス

第十一 委託貨物ニシテ貨主ノ都合ニヨリ他ニ差向ケルコトノ生シタル場合ハ該貨物ノ時價ニ對シ百分ノ三ノ手数料及第八項ノ諸費用ヲ併セテ領收ノ上其ノ貨物ノ引渡ヲ爲スモノトス

第十二 保險契約アル貨物ニシテ損害ノ生シタル場合ハ保險賠償金ニ對シ五分ノ手数料ヲ申受クヘシ

第十三 總テ貨物ハ注意保管スト雖モ不可抗力ニヨルカ又ハ保管中該貨物自然ニ腐敗シ滅盡シタルトキハ問屋ハ其ノ責ニ任セス

第十四 近海鹽乾魚及加工品ニ對スル歩引及入目引ハ舊慣ヲ參酌シテ之ヲ取扱フモノトス

第八章 組員ノ相互取引法

第五十一條 當組員相互ノ間ニ於テ營業取引ヲ爲スニ當リテハ左ノ方法ニ從フコトヲ要ス

第一 當組問屋ト仲買トノ相互ノ取引ハ總テ現金取引トス

但シ特約アルモノハ此ノ限りニ非ス

第二 特約ニヨリ延金取引ヲ爲シタル場合ハ計算書提出三日以内ニ手形ヲ以テ決済ヲナスモノトス

第三 當組員ハ本組員及聯合員以外ノモノニ對シテハ斷シテ入目引及口錢戻ヲ爲スヘカラス

第四 當組員相互ノ取引上支拂期日ヲ怠リタルモノニ對シ督促ヲナスモ二週日以上支拂ヲ完了セサルモノアルトキハ其ノ旨ヲ本組合ニ届出ツヘシ



此場合ハ役員會ニ於テ事實ヲ取調ヘ一應警告ヲ與ヘ應セサルトキハ其ノ氏名ヲ組合ニ通知シ取引ヲ中止スルコトアルヘシ

第五十二條 東京魚市場組合員並ニ東京鯉節問屋組合員ニシテ當組合員ト取引ヲ爲サントスルモノハ規定ノ書式ニ從ヒ當組合正員ノ

保證人一名連署シテ聯合員ニ加入ノ手續キヲナシ頭取ノ承認ヲ受クヘシ

但シ四日市組魚市場ニ於テ營業ヲ爲スモノハ必ス正員タルコト、ス

第五十三條 聯合員ノ經費割ハ役員會ニ於テ之ヲ定メ徵收スルモノトス

第九章 違約處分

第五十四條 組合員若クハ聯合組合員中本規約ニ違反シタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ金五拾圓以上參百圓以内ノ違約金ヲ課スルカ

又ハ組合員相互ノ取引ヲ止メ或ハ組合ヨリ除名スルコトヲ得

第五十五條 前條役員會ノ議決ニ對シテハ組合員及聯合組合員ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第十章 規約ノ變更

第五十六條 本規約ヲ變更セントスル場合ハ組合員總會ノ決議ニ依ルヘキモノトス

第五十七條 本規約ハ本年六月十五日ヨリ實施ス

六、集散狀況

當市場に於て取扱はるゝ鹽干魚は北海道、北米、カムサツカ、伊豆、三陸、佐渡等凡ゆる地方を網羅し、入荷の半分は地方へ轉送せられ直接當市場に來場する買出人は季節により多少の差異あるも平均五百名内外なり。

今當市場に入荷する重要品目の出荷を月別にして觀る時は鹽さけ、鹽ます、かづのこは九月中旬より一月迄とし、就中多量に出廻る時期は十、十一、十二の三ヶ月間とす。新たらは十二月、一月迄ひらき、たらは六月より九、十月頃迄、みかきにしんは四、五、六の三ヶ月間最も多く、いかは八、九月より周年にして重要品出荷は大體九月頃より翌年三月頃迄七ヶ月間最も多し。而して此等出荷を産地別にすればカムサツカ、カラフトものは七月より十月迄、北海道ものは九月より翌年三月頃迄繼續す。

當市場に一度入荷して更に地方に轉送移出せらるゝものは取扱數量の六割を占め千葉、神奈川、埼玉、群馬、栃木、山梨、長野、東北地方を始め基隆、台南等の台灣にも及び其他大連、奉天、上海、香港、福州等支那方面へも輸移出せられ其の數量全体の略一割に當る。

七、取扱品目

當市場に於て取扱ふ品目は鹽干魚の外鯉節、海藻、貝類にして其の一ケ年の取扱高約十萬噸、二千萬圓なり。

八、運送關係

當市場くの入荷は概ね船便又は汽車便に依るものにして其の兩者の割合は六と四程度なり。船便に依るものは横濱にて陸揚後汽車積にして汐留へ送るか或は解取曳船にて入荷す。陸運は概ね汽車便に



して其の到着驛は秋葉原、隅田川、汐留、兩國の各驛にして秋葉原を首位とす。各到着驛より市場までの輸送は運送會社に契約して配達賃を協定せるも其の後尙賃金低減に就て交渉せし結果目下實際に支拂ひつゝある賃金は協定額より一割方低廉なり。

市場内に於ける運搬は水揚業者の爲す所にして古くより各問屋専屬たる伊豆屋、黒川の二軒あり、伊豆屋は専ら四日市組市場内及び其の他人夫供給業を主とし、黒川は隅田川築地間及び築地四日市組市場間の自動車運搬を主とす。受渡済の貨物を仲買人の店舗に運搬するには普通備入れ人夫を用ゆるも問屋荷受の際に於ける水揚藏出入れ。貫改め。仲買人に賣渡したる際に於ける藏出し、若くは貫改め等は何れも伊豆屋専屬の輕子に行はしむ。此の輕子の總數は震災以前は四十五名に達したることありしが現在は僅かに十五六名に過ぎず。黒川にては専屬の輕子なく仕事ある場合は伊豆屋より専屬輕子の供給を受くる協定あり。此の外問屋中には一名乃至二名の専屬店輕子を有するものあり。

伊豆屋専屬の運搬夫は定額なきも取扱荷の個數に應じ一般の人夫賃を標準とし相當額を支拂ふものとす。荷揚場より問屋店舗に運搬する輕子は常に十名内外荷揚場に駐在し運搬に従事するものにして其の料金も概ね一定せり。問屋仲買専屬の輕子は一定の給料なく用務の有無に拘らず店に詰め食事は店にて之を給す。荷造物並に運搬物何れも幾何と計算し店より收受するものにして運搬賃金と略々同様なり。これら輕子の収入を見るに伊豆屋、黒川専屬の輕子は冬春最も収入多き時は一人一日五圓以

上に達することあれども夏季は閑散なるを以て一ヶ月を通ずる時は一ヶ月平均七八十圓内外に過ぎず問屋専屬の輕子にありても一ヶ月平均約七十圓の収入あり。

地方行貨物の積出方法は貨物の大小によりて差異あり、荷造済大口のものは市場詰の運送店に引渡し小口のもの多くは便達社等に委託す。

### 九、営業時間及公休日

営業時間として特に定められたるものなく大体早朝より夕刻迄とし、公休日は一月一日、毎月二十二日にして一月及び十二月は休業せず。

### 一〇、取引方法

取引は總て現金取引なるも委託品の如きは出來高の關係上現金賣と延賣との二あり。例へばさけの現金取引なれば圓に五百五十匁、一ヶ月延賣なれば圓に四百五十匁の如き場合あり。かゝる際問屋は荷主に電照し返信を俟つて決行するを常とす。問屋對仲買の延取引の特約ある場合には仕切計算書提出の日より三日以内に手形を以て決済を爲すものとす。販賣方法は相對にして販賣手数料は九分とす。鹽魚の觀貫受渡の際腹中に入れたる鹽の落下する虞あり。又いかの如き一定の包裝あるものは之を解き重量品質等を検査するの要あり。故に此等の手數及歩減又は損失を補償する爲め問屋は荷主より九分を徴收し、内五分を自己の手數料として入目二分歩戻二分計四分は之を買取りたる仲買人に與



ふるを例とし歩戻は代金皆済の時之を支拂ふもの多し。

一一、市場内の衛生

當市場に於ける取扱品目は大部分鹽干魚にして而も地方との取引多き爲め塵芥の生ずること少く、僅かに荷造に用ゆる繩、俵、筵、板片等を焼却又は搬出すれば足り、各問屋仲買に於て之をなし組合にては施設をなすことなし。

昭和六年十月五日印刷  
昭和六年十月十日發行

東京市役所

東京市神田區多町二丁目五番地

印刷者 碓井忠之助

東京市神田區多町二丁目五番地

印刷所 碓井印刷所

電話神田一五四八番



第六卷第十頁

東京市野浪

東京市野浪  
東京市野浪  
東京市野浪



